

名古屋市公報	令和 6年 9月 4日 第268号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・会計課) (第78号)	5
○ 名古屋市公報発行規則の一部を改正する規則	(総務・法制課) (第79号)	11
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第80号)	13
○ 名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則	(市長・秘書課) (第81号)	15
告 示		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第409号)	16
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第410号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第411号)	22
○ 生活保護法による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第412号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第413号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第414号)	29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退	(健福・保護課) (第415号)	31
○ 名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧	(住都・都市計画課) (第416号)	33
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第417号)	35
○ 指定納付受託者の指定	(緑土・東山総合公園管理課) (第418号)	39
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第25号)	40
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第21号)	41

公

告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (経済・地域商業課)
-

43

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第78号）

1 改正内容

- (1) 資金を前渡することができる経費の対象を拡大します。（第74条関係）
- (2) 現金出納員への委任事務について、規定を整備します。（別表第 1 関係）

2 施行期日

令和 6年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市公報発行規則の一部を改正する規則（第79号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市公告式条例（昭和25年名古屋市条例第35号）の一部改正に伴い、市公報の発行頻度を現行の週 1回から毎日に変更します。（第 3条関係）
- (2) 市公報の配布に関する規定を削除します。（第 4条関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 6年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第80号）

1 改正内容

電光表示装置等について、信号機のある交差点周辺は設置できない場所とする規定の整備を行います。（別表第 1関係）

2 施行期日

令和 6年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則（第81号）

1 改正内容

- (1) 表彰の要件について、規定の整備を行います。（第 3条関係）

(2) 職員の勤続期間の計算方法について、規定の整備を行います。（第5条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第78号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第74条第 1 項に次の 1 号を加える。

(34) 低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金
別表第 1 を次のように改める。

別表第 1

現金出納員

種別	委任事務	配置する組織
出納員	1 配置された組織の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（納入通知書、返納通知書、納付書及び保証金納付書（以下「通知書等」という。）によって収納する収納金に係る事務を除く。）	名古屋市事務分掌条例第 1 条に規定する局及び室の課 公所（市税事務所管理課、同事務所徴収課、同事務所市外滞納整理課及び同事務所特別滞納整理課並びに消防局及び教育委員会の公所を除く。）
	2 配置された組織の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務	消防局予防部規制課及び消防局の公所
	3 指定納付受託者による納付に係る現金の収納に関する事務（前 2 項に規定するものを除く。）	教育委員会事務局の課及び教育委員会の公所（市立中学校及び市立小学校を除く。）
	4 繰替払に関する事務	
	1 市税事務所管理課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務。ただし、通知書等及び納税に関する書類によって収納する収納金に係る事務については、市会計管理者は必要があると認めるときは自ら行うことができる。	市税事務所管理課
	2 市税事務所管理課の職員が補助執行する他市税事務所の長の権限に属する事務に係る収納金の収納に関する事務	
	3 繰替払に関する事務	
	1 配置された組織の分掌事務に係る現	市税事務所徴収課、同

	金の収納に関する事務（納税に関する書類によって収納する収納金に係る事務を除く。）及び供託有価証券の受領に関する事務 2 配置された組織の分掌事務に係る収納金のうち、納税に関する書類によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	事務所市外滞納整理課及び同事務所特別滞納整理課
区出納員	1 区政部総務課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。） 2 繰替払に関する事務	区政部総務課
	1 区政部地域力推進課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。） 2 区政部地域力推進課の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	区政部地域力推進課
	1 区政部市民課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務 2 区政部市民課の職員が補助執行する他区の区長の権限に属する事務に係る	区政部市民課

手数料の収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	
1 保健福祉センター福祉部民生子ども課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。） 2 保健福祉センター福祉部民生子ども課の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書、返納通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	保健福祉センター福祉部民生子ども課
1 保健福祉センター福祉部福祉課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。） 2 保健福祉センター福祉部福祉課の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	保健福祉センター福祉部福祉課
1 保健福祉センター福祉部保険年金課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。） 2 保健福祉センター福祉部保険年金課の分掌事務に係る収納金のうち、納入	保健福祉センター福祉部保険年金課

通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	
1 保健福祉センター（福祉部を除く。）の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。） 2 保健福祉センター（福祉部を除く。）の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	保健福祉センター保健管理課及び健康安全課
1 区役所支所区民生活課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務。ただし、通知書等及び納税に関する書類によって収納する収納金に係る事務については、区会計管理者は必要があると認めるときは自ら行うことができる。 2 区役所支所区民生活課の職員が補助執行する他区の区長の権限に属する事務に係る手数料の収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	区役所支所区民生活課
1 区役所支所区民福祉課の分掌事務に係る現金の収納に関する事務（通知書等によって収納する収納金に係る事務を除く。）	区役所支所区民福祉課

	2 区役所支所区民福祉課の分掌事務に係る収納金のうち、納入通知書、返納通知書及び納付書によって収納するもので、出張して収納するものその他特に出納員が直接収納する必要があるものの収納に関する事務 3 繰替払に関する事務	
--	--	--

附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 8月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第79号

名古屋市公報発行規則の一部を改正する規則

名古屋市公報発行規則（昭和27年名古屋市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 2条の見出しを「（掲載事項）」に改める。

第 3条中「毎週」を「毎日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる日は、休刊する。

- (1) 名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日
- (2) 市公報に掲載すべき事項がない日
- (3) 災害その他特別の事由により市公報を発行することが困難であると市長が認める日

第 3条に次の 1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、臨時に発行する。

第 4条を削る。

附 則

この規則は、令和 6年10月 1日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第80号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 広告物等規格表第 5 項第 1 号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 次に掲げる区域には設置しないこと。ただし、表示面の下端が道路面から15メートル以上の場合（近隣商業地域又は商業地域に設置する場合に限る。）又は市長が道路交通の安全を阻害するおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

(ア) 信号機により交通整理の行われている交差点（交差点の直近に設けられている道路標識又は道路標示による停止線、横断歩道若しくは自転車横断帯の外側 5 メートルまでの車道の部分を含む。以下同じ。）及び当該交差点の各側に設けられた歩道の区域

(イ) (ア) に掲げる区域の道路境界から 5 メートルの距離にある道路と

の平行線までの区域（道路の区域を除く。）

別表第1 広告物等規格表第5 項第2 号イ中（ウ）を同号イ（エ）とし、同号イ（イ）を同号イ（ウ）とし、同号イ（ア）の次に次のように加える。

（イ）次に掲げる区域には表示しないこと。ただし、投影面の下端が道路路面から15メートル以上の場合（近隣商業地域又は商業地域に表示する場合に限る。）又は市長が道路交通の安全を阻害するおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

a 信号機により交通整理の行われている交差点及び当該交差点の各側に設けられた歩道の区域

b aに掲げる区域の道路境界から5メートルの距離にある道路との平行線までの区域（道路の区域を除く。）

附 則

- 1 この規則は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市屋外広告物条例施行細則別表第1の規定は、施行日以後に許可期間が開始する許可について適用し、施行日前に許可期間が開始する許可については、なお従前の例による。

名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第81号

名古屋市永年勤続職員表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市永年勤続職員表彰規則（平成19年名古屋市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「に達した」を「以上の」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号に定める要件を満たす者の表彰は、当該各号の表彰の区分ごとに1回に限り行う。

第5条第2項を削る。

第6条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

附則第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 409号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の22第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 8月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社もん	もん訪問看護 ステーション 天白	名古屋市天白区 原一丁目1410番 地	令和 6年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア太閤の湯	名古屋市中村区 松原町 5丁目 125番地	令和 6年 8月 1日	通所介護
株式会社うちくる	うちくるケア	名古屋市中区金 山一丁目 2番 4 号	令和 6年 8月 1日	訪問介護

社会福祉法人 成仁会	倶楽部デイM E D O C	名古屋市昭和区 安田通 4丁目 3 番地	令和 6年 8月 1日	通所介護
合同会社ワイ ティアイ	訪問介護 い っぽ	名古屋市中川区 大地 334番地	令和 6年 8月 1日	訪問介護
P l u s F u k u s h i 株式会社	訪問介護事業 所GRAND 颯	名古屋市港区東 茶屋一丁目 609 番地の 2	令和 6年 8月 1日	訪問介護
合同会社ホス ピケア	訪問介護 サ ンタ	名古屋市守山区 金屋二丁目 266 番地	令和 6年 8月 1日	訪問介護
株式会社ブル ースターチス	訪問介護 ほ しぞら	名古屋市緑区文 久山 305番地	令和 6年 8月 1日	訪問介護
株式会社侑良	訪問介護ゆら	名古屋市緑区浦 里三丁目 330番 地	令和 6年 8月 1日	訪問介護
株式会社YK T I n n o v a t i o n	ヘルパーステ ーションにじ いろ名古屋	名古屋市天白区 野並二丁目 173 番地	令和 6年 8月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
アセット・フ ロンティア株 式会社	おだやかケア 城主町	名古屋市中村区 城主町 3丁目13 番地	令和 6年 8月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			日	
合同会社小野	ケアプラン 小野	名古屋市瑞穂区 下坂町 3丁目50 番地の 3	令和 6年 8月 1日	居宅介護支援
合同会社ケア 美来	けあまね美来	名古屋市守山区 森孝一丁目1109 番地	令和 6年 8月 1日	居宅介護支援
株式会社シェ アパルタージ ュ	居宅介護支援 事業所 らる ーと	名古屋市天白区 向が丘四丁目 922番地	令和 6年 8月 1日	居宅介護支援

5 指定介護予防支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社月光 社	ケアプラン晴 れるや	名古屋市北区如 意二丁目25番地 の 1	令和 6年 8月 1日	介護予防支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 410号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 8月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社伸和 ケアセンター	伸和ケアセン ター	名古屋市名東区 極楽三丁目96番 地の 3	令和 6年 6月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
キョーワライ ブケア株式会 社	キョーワこど も訪問看護リ ハビリステー ション寄り添 い屋東店	名古屋市東区泉 二丁目26番 1号	令和 6年 6月28日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社スぺ ースライフ	訪問看護スぺ ースライフ	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 101番地	令和 6年 6月28日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社マックビーヒル就労支援機構	まっくビーホームケア 中村	名古屋市中村区太閤通 5丁目19番地の 3	令和 6年 6月 6日	訪問介護
株式会社Phase One	訪問介護とりす	名古屋市中村区太閤通 8丁目30番地	令和 6年 6月28日	訪問介護
株式会社うちくる事業部	うちくるケア	名古屋市中区金山一丁目 2番 4号	令和 6年 6月28日	訪問介護
合同会社ハッピーリング	訪問介護ステーション まる	名古屋市中川区東起町 1丁目66番地の 1	令和 6年 6月28日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ビオネスト	通所介護よしの	名古屋市東区芳野三丁目 2番22号	令和 6年 6月28日	地域密着型通所介護
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア太閤の湯	名古屋市中村区松原町 5丁目 125番地	令和 6年 6月28日	地域密着型通所介護
社会福祉法人成仁会	倶楽部デイMEDOC	名古屋市昭和区安田通 4丁目 3番地	令和 6年 6月28日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社憩	居宅介護支援 事業所 憩	名古屋市東区百 人町58番地の 3	令和 6年 6月28日	居宅介護支援
株式会社福明 会	ケアマネジメ ントセンター ラ・ルート	名古屋市天白区 向が丘四丁目 922番地	令和 6年 6月28日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 411号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護老人保健施設

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
介護老人保健施設シンセ ーロ	名古屋市中川区水里三丁目 231番地	平成21年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 412号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
ひなた調剤薬局	名古屋市瑞穂区日向町 1丁目13番地 の 1	令和 6年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 413号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社煌星
介護事業者の所在地		愛知県一宮市栄一丁目 6番 8号
介護事業所の名称		訪問看護ステーション煌煌名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
	新	名古屋市西区新道一丁目22番14号
変更年月日		令和 6年 5月10日

介護事業所の名称	旧	コンパスデンタルクリニック八事
	新	コンパス歯科クリニック八事
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1
変更年月日		令和 5年10月 1日

介護事業所の名称		岡本歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区山王一丁目 8番24号
	新	名古屋市中川区横堀町 2丁目40番地
変更年月日		令和 6年 7月16日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	コンパスデンタルクリニック八事
	新	コンパス歯科クリニック八事
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1
変更年月日		令和 5年10月 1日

介護事業所の名称		岡本歯科医院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区山王一丁目 8番24号
	新	名古屋市中川区横堀町 2丁目40番地
変更年月日		令和 6年 7月16日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	エムハート薬局自由ヶ丘店
	新	ユニスマイル薬局自由ヶ丘店
介護事業所の所在地		名古屋市千種区徳川山町 5丁目 1番 2
変更年月日		令和 6年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	マルミ薬局大曽根店
	新	ユニスマイル薬局大曽根店
介護事業所の所在地		名古屋市東区東大曽根町22番 7号
変更年月日		令和 6年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	エムハート薬局たばた店
	新	ユニスマイル薬局たばた店

介護事業所の所在地	名古屋市北区田幡二丁目 9番25号
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	コンパスデンタルクリニック八事
	新	コンパス歯科クリニック八事
介護事業所の所在地	名古屋市昭和区広路町字石坂 2番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 5年10月 1日	

介護事業所の名称	旧	エムハート薬局ひばりがおか店
	新	ユニスマイル薬局ひばりがおか店
介護事業所の所在地	名古屋市瑞穂区弥富町字紅葉園 6番地の14	
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

介護事業所の名称	岡本歯科医院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区山王一丁目 8番24号
	新	名古屋市中川区横堀町 2丁目40番地
変 更 年 月 日	令和 6年 7月16日	

介護事業所の名称	旧	エムハート薬局こうえい店
	新	ユニスマイル薬局こうえい店
介護事業所の所在地	名古屋市港区港栄四丁目 3番 5号	
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

介護事業所の名称	旧	調剤薬局とまと港店
	新	ユニスマイル薬局多加良浦店
介護事業所の所在地	名古屋市港区多加良浦町 5丁目 1番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 6年 4月 1日	

4 通所介護

介護事業者の名称		ケアパートナー株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区南大井六丁目20番14号
	新	東京都港区港南二丁目16番 1号
介護事業所の名称		ケアパートナー本陣
介護事業所の所在地		名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号
変更年月日		令和 6年 6月24日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		ハヤシリハビリ株式会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市南区西又兵ヱ町 2丁目 197 番地
	新	名古屋市南区弥次ヱ町 1丁目22番地の 8
介護事業所の名称		ハヤシリハビリ株式会社福祉用具販売・レンタル事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区弥次ヱ町 1丁目22番地の 2
	新	名古屋市南区弥次ヱ町 1丁目22番地の 8
変更年月日		令和 6年 7月 1日

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社夢眠ホーム
介護事業者の所在地		岐阜県可児市塩河 960番地の 1
介護事業所の名称		ケアプランセンター夢眠ちよだばし
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡千代田11番 3号
	新	名古屋市守山区小幡中三丁目 2番 5号
変更年月日		令和 6年 2月 1日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称		ハヤシリハビリ株式会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市南区西又兵ヱ町 2丁目 197 番地
	新	名古屋市南区弥次ヱ町 1丁目22番地の 8

介護事業所の名称		ハヤシリハビリ株式会社福祉用具販売・レンタル事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区弥次エ町 1丁目22番地の 2
	新	名古屋市南区弥次エ町 1丁目22番地の 8
変更年月日		令和 6年 7月 1日

8 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		ケアパートナー株式会社
介護事業者の所在地	旧	東京都品川区南大井六丁目20番14号
	新	東京都港区港南二丁目16番 1号
介護事業所の名称		ケアパートナー本陣
介護事業所の所在地		名古屋市中村区猪之越町 3丁目 6番34号
変更年月日		令和 6年 6月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 414号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
小川歯科医院	名古屋市中村区横井一丁目 140番地	令和 6年 6月 1日
セコム名古屋東訪問看護 ステーション	名古屋市昭和区東畑町 2丁目39番地 の 1	令和 6年 6月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
小川歯科医院	名古屋市中村区横井一丁目 140番地	令和 6年

		6月 1日
--	--	-------

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
小川歯科医院	名古屋市中村区横井一丁目 140番地	令和 6年 6月 1日
ビー・アンド・ディー調 剤薬局一社店	名古屋市名東区高社二丁目 115番地	令和 6年 5月16日
ビー・アンド・ディー調 剤薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤見が丘25番地の 2	令和 6年 5月16日

4 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
指定居宅介護支援事業所 みなと医療生活協同組合 ヘルパーステーションひ だまり	名古屋市熱田区六番二丁目16番19号	令和 6年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 415号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
タカギ歯科	名古屋市名東区引山二丁目 901番地 の 1	令和 6年 7月 4日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
タカギ歯科	名古屋市名東区引山二丁目 901番地 の 1	令和 6年 7月 4日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
タカギ歯科	名古屋市名東区引山二丁目 901番地 の 1	令和 6年 7月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 416号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 6年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 6年 8月28日から同年 9月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 417号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

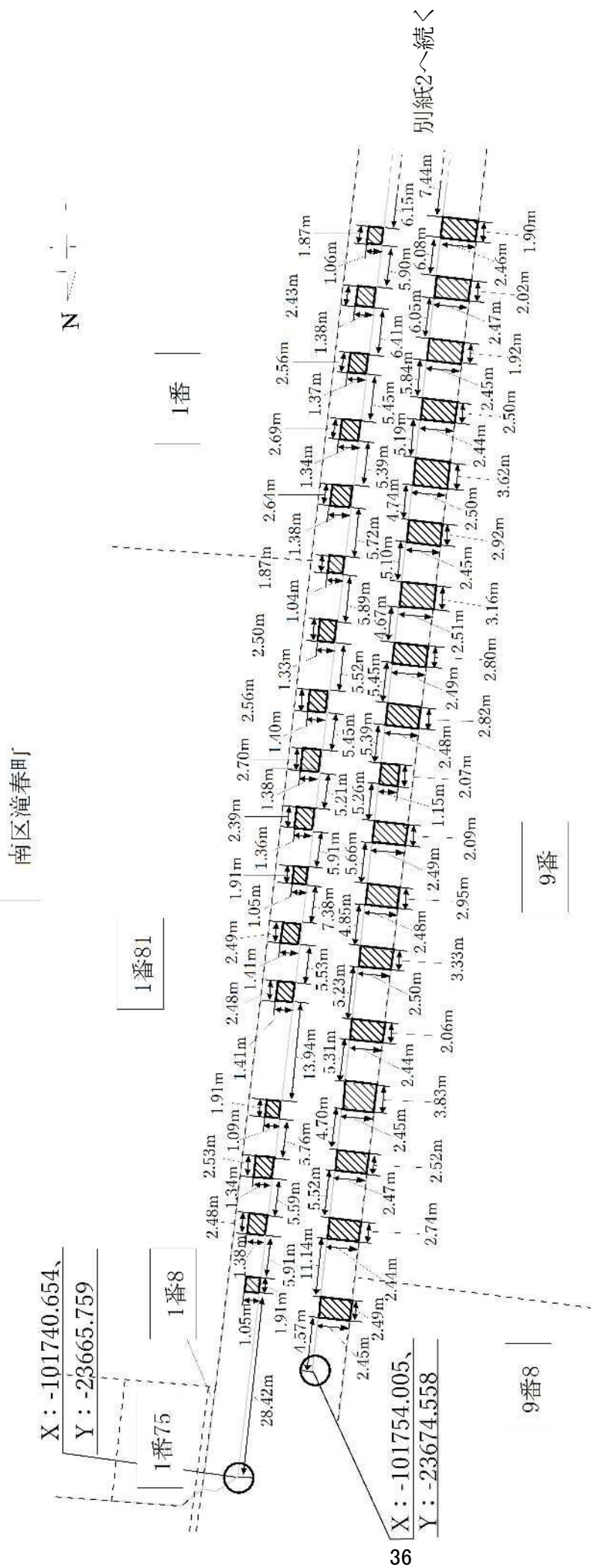
1 指定する区域

名古屋市南区滝春町 5番11地先（詳細は別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

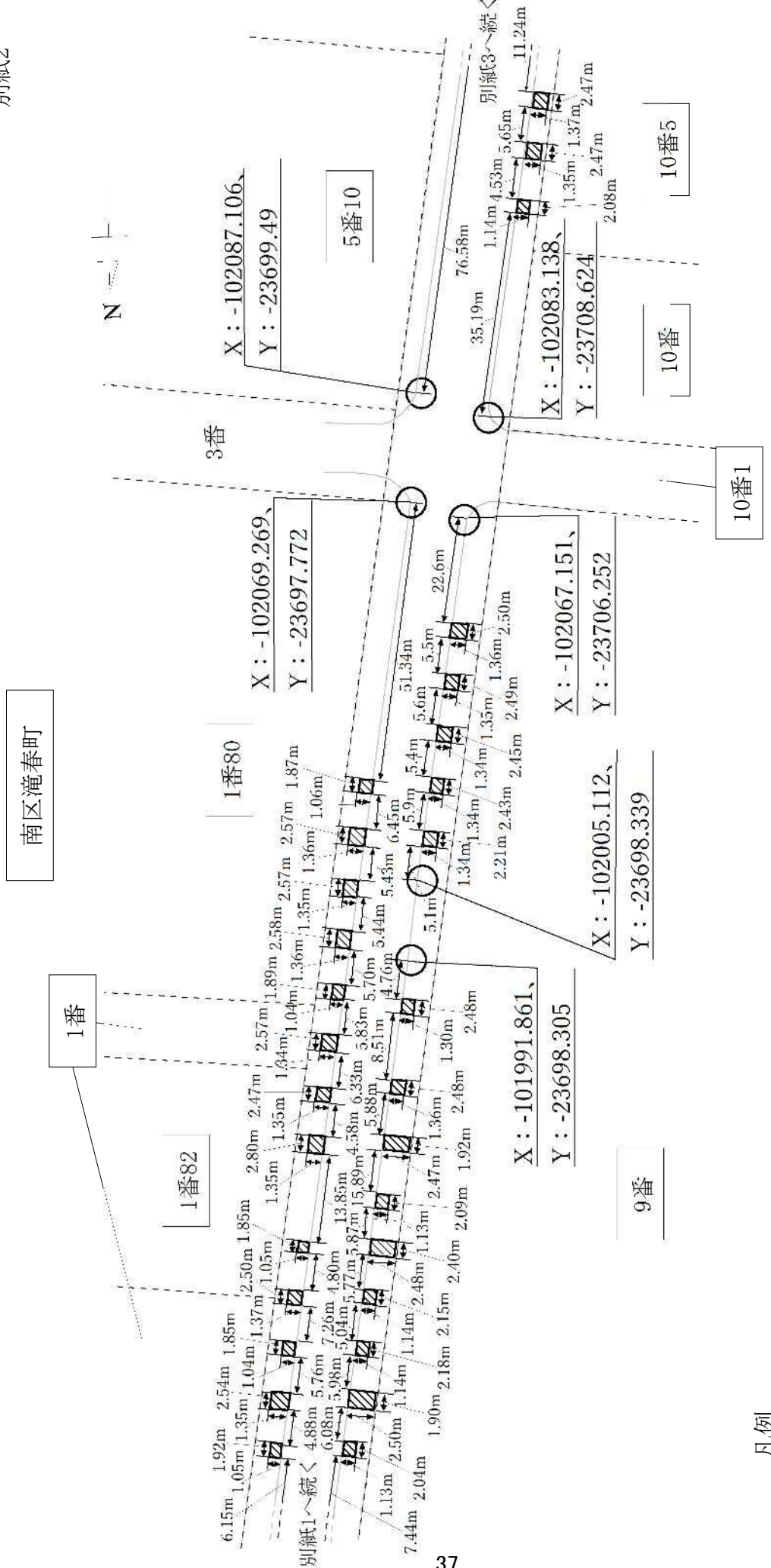


凡例

 : 調査対象地

 : 筆の境界

 : 形質変更時届出管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))



凡例



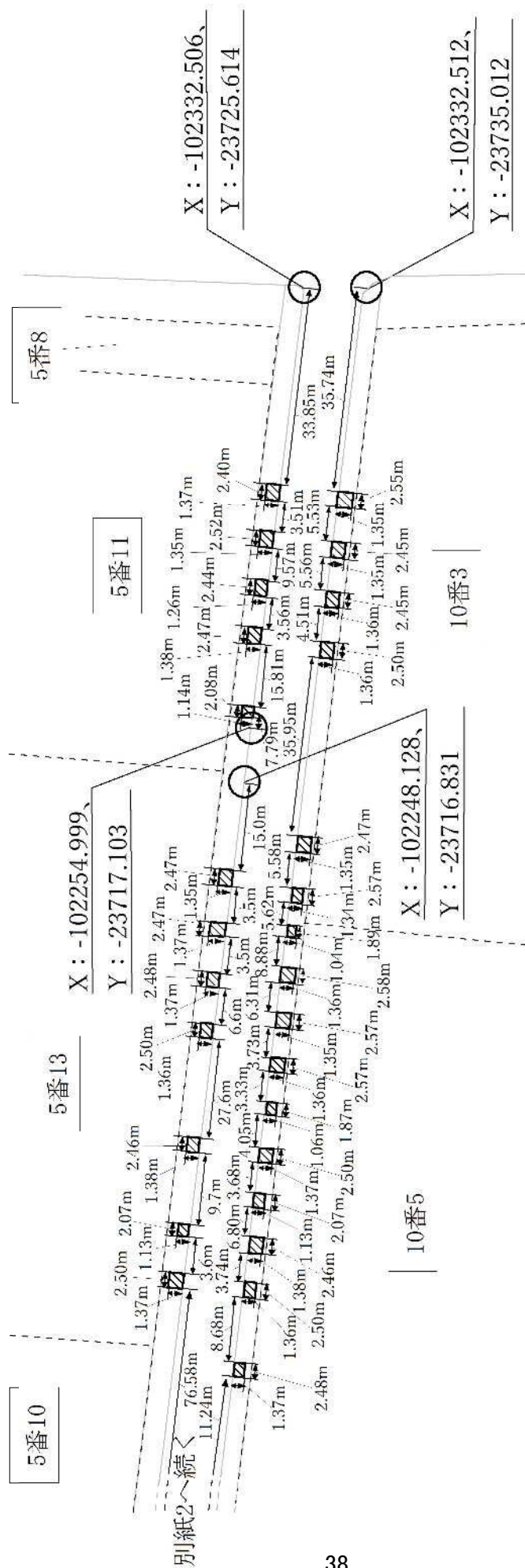
調査対象地

筆の境界



形質変更時届出管理区域 (砒素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

南区滝春町



凡例

..... : 調査対象地
----- : 筆の境界

 : 形質変更時届出管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 418号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 6年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎 1丁目11番 2号

2 指定納付受託者に納入させる歳入

東山動植物園観覧料

東山展望塔観覧料

3 指定納付受託者として指定した日

令和 6年 8月 1日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 6年 8月 1日から令和 9年 7月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市教育委員会告示第25号

教育委員会定例会の開催について

令和6年9月2日午後2時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和6年8月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 報告

黄金中リニューアル改修その他工事の工事請負契約の締結について
博物館耐震改修その他工事の工事請負契約の締結について
科学館B6形蒸気機関車等展示施設展示装置製造及び設置工事の工事請負契約の締結について

2 議事

名古屋市立学校設置条例の一部改正について
教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について
名古屋市総合計画2028の策定について
契約の締結について
令和7年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について
契約の締結について

3 協議題

教員団体からの金品の授受等に係る調査検証チームからの最終報告を踏まえた対応について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第21号

名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月30日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第4条第2項中「前項の入札保証金」の次に「のうち」を加え、「は、入札時限までに納付して入札保証金を納付したことを証する書面を受領させなければならない。ただし、」を削る。

第10条第1項中「及び参加資格を証する書面」を削り、「提示」の次に「させ、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出」を加える。

第10条第2項を削る。

第11条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第14条第3号中「電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう）」の次に「。以下同じ」を加える。

第32条第1項中「契約書には次に掲げる事項を記載し」の次に「、又は記録し」を加える。

第34条中「その通知を受けた日から5日」の次に「（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する休日の日数を除く。）」を加え、「契約書に記名押印」の次に「又は電子署名を」を加える。

第39条第1項中「財務大臣が決定する率」の次に「（年当たりの割合はうるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年9月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市交通局契約規程第32条及び第34条の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ名古屋北店

名古屋市北区辻町 9丁目 1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 関口 憲司 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか15者	ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか13者

3 変更の日

令和 5年10月31日 ほか

4 変更した理由

代表者変更のため ほか

5 届出の日

令和 6年 7月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 8月28日から令和 7年 1月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 1月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課